県外中間処理業者が中間処理後の廃棄物を県内で埋立処分する 場合の取扱いについて

千葉県では、県外産業廃棄物を県内の最終処分場に埋立処分する際に、「千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」に基づき、知事に事前協議の手続きをお願いしているが、そのうち、中間処理業者が中間処理後の廃棄物を搬入する場合、安定型産業廃棄物であるとするものの中に管理型産業廃棄物が混入するおそれや、産業廃棄物であるとするものの中に一般廃棄物が混入するおそれが見受けられた。

その取扱いについて検討した結果、当面の取扱いを以下のとおりとする。 なお、この取扱方針は必要に応じ見直すこととする。

— 取 扱 方 針 ——

- 1 中間処理後の廃棄物についての考え方
- (1) 中間処理後の産業廃棄物を埋立処分する場合について
 - ア 安定型産業廃棄物は安定型最終処分場で処分すること。管理型産業廃棄 物を安定型最終処分場で埋立処分することはできない。

安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物の混入したものの埋立処分を行う場合は、管理型最終処分場で行うこと。

イ 安定型産業廃棄物を管理型産業廃棄物と同一の中間処理施設(例えば破砕機)で処理した場合、中間処理後の安定型産業廃棄物であるとするものの中に管理型産業廃棄物が混入するおそれがあるので、管理型最終処分場で埋立処分すること。

ただし、中間処理を行う産業廃棄物について、次の(ア)~(エ)の管理型産業廃棄物の混入防止策を行い、それを遵守することを知事へ書面で提出した場合は、安定型最終処分場での埋立処分を認めることとする。

- (ア) 中間処理する前の安定型産業廃棄物について、管理型産業廃棄物が 混入することのない専用の保管施設を確保すること。
- (イ) 安定型産業廃棄物は管理型産業廃棄物と明確に時間を分けて中間処理すること。また、中間処理する際には十分な清掃を行い、管理型産業廃棄物の処理残渣を除去すること。
- (ウ) 中間処理した後の安定型産業廃棄物について、管理型産業廃棄物が 混入することのない専用の保管施設を確保すること。
- (エ) 中間処理施設の運転状況を記録すること。
- (2) 一般廃棄物の中間処理について
- ア 一般廃棄物は一般廃棄物の最終処分場で埋立処分すること。一般廃棄物 を産業廃棄物の最終処分場で埋立処分することはできない。
 - 一般廃棄物と産業廃棄物の混入したものの埋立処分を行う場合は、一般 廃棄物と産業廃棄物の両方の許可を有する最終処分場で行うこと。
- イ 産業廃棄物を一般廃棄物と同一の中間処理施設(例えば破砕機)で処理 した場合、産業廃棄物であるとするものの中に一般廃棄物が混入するおそ れがあるので、産業廃棄物と一般廃棄物の両方の許可を有する最終処分場

で埋立処分すること。

ただし、中間処理を行う産業廃棄物について、次の(ア)~(エ)の一般廃棄物の混入防止策を行い、それを遵守することを知事へ書面で提出した場合は、産業廃棄物の最終処分場での埋立処分を認めることとする。(なお、産業廃棄物であるとする場合、管理型と安定型のどちらとして取り扱うかを、上記1の(1)に基づき判断する。)

- (ア) 中間処理する前の産業廃棄物について、一般廃棄物が混入すること のない専用の保管施設を確保すること。
- (イ)産業廃棄物は一般廃棄物と明確に時間を分けて中間処理すること。 また、中間処理する際には十分な清掃を行い、一般廃棄物の処理残渣を 除去すること。
- (ウ) 中間処理した後の産業廃棄物について、一般廃棄物が混入すること のない専用の保管施設を確保すること。
- (エ) 中間処理施設の運転状況を記録すること。
- ウ 焼却施設により一般廃棄物と産業廃棄物を処理する場合、中間処理物を 完全に分離することはできないものと判断する。
- エ なお、産業廃棄物に一般廃棄物が混入した状態で産業廃棄物の最終処分場で埋立処分することが判明した場合は、関係機関に対しその事実を通報するものとする。
- 2 混入防止策の遵守に係る提出資料 (例)
- (1) 混入防止策の実施とそれを遵守する旨の書面
- (2) 処理する前の廃棄物、処理後の廃棄物のそれぞれの保管場所を明らかにする平面図と写真
- (3) 中間処理施設での清掃の実施時刻、廃棄物の種別ごとの処理時刻を記録 した運転管理日誌の写し(直近の1ヶ月分で可。)、あるいは、今後記録する こととする運転管理日誌の作成例
- (4) 混合廃棄物を手、ふるい、風力、磁力、電気その他の方法で選別した 安定型産業廃棄物の熱しゃく減量の分析結果

3 その他

- (1) 混入防止策の遵守状況を、適宜、本県職員の立入調査により確認することとする。
- (2) 産業廃棄物の排出工程等に疑義が生じた場合は、排出事業場所在地を所管する都道府県等に確認するなどして判断する。なお、その場合、審査期間が延びることもある。

(混入防止策の実施とそれを遵守する旨の書面の作成例)

年 月 日

千葉県知事

様

住所排出事業者電話番号氏名

法人にあっては主たる 事業者の所在地、名称 及び代表者の氏名

安定型産業廃棄物への管理型産業廃棄物の混入防止策について

本日、県外産業廃棄物の県内最終処分協議書の提出にあたり、排出事業場の 廃棄物中間処理施設において処理する安定型産業廃棄物に管理型産業廃棄物が 混入するおそれがあることから、下表のとおり混入防止策を講じ、混入を防止 します。

混入防止策	添付資料
中間処理する前の安定型産業廃棄	処理する前の廃棄物、処理後の廃棄
物について、また、中間処理した後の	物のそれぞれの保管場所を明らかにす
安定型産業廃棄物について、管理型産	る平面図と写真
業廃棄物が混入することのない専用	
の保管施設を確保します。	
安定型産業廃棄物は管理型産業廃	中間処理施設での清掃の実施時刻、
棄物と明確に時間を分けて中間処理	廃棄物の種別ごとの処理時刻を記録し
します。また、中間処理する際には十	た運転管理日誌の直近の1ヶ月分の写
分な清掃を行い、管理型産業廃棄物の	L
処理残渣を除去します。	
以上については、中間処理施設の運	
転管理日誌で毎日記録します。	